

宿泊約款

第1条（約款の適用）

1. 当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

第2条（宿泊契約の申込み）

当館に宿泊に先立つ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という）を使用とする者は次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) その他当館が必要と認めた事項

第3条（利用の登録）

1. 宿泊者は、宿泊日当館のフロントにおいて次の事項を当館に登録して下さい。
 - (1) 宿泊者氏名、住所、年齢、連絡先（電話番号）、性別
 - (2) （日本国内に住所を有しない）外国人ご宿泊希望者に関しては、国籍、旅券番号（パスポートのコピーを取らせていただきます。）、日本上陸地及び上陸月日
 - (3) 出発日及び時刻
 - (4) その他当館が必要と認めた事項
2. 宿泊者が第 10 条の宿泊料金等の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
3. 宿泊者が未成年者である場合は、当該未成年者のみでのご宿泊はできません。

第4条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当館が第 2 条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるとき 3 日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 8 条及び第 19 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 10 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第5条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

第6条（予約金）

1. 当館は、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、期限を定めて、予約期限の宿泊料金を限度とする予約金の支払を

求めることがあります。

2. 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残高があれば返還します。

第7条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当館は次の場合には宿泊の引受けをお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められたとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 宿泊料の不当な割引や不当な部屋のアップグレード等その他のその内容の実現が容易でない事項の要求を繰り返し行うとき、又は、対話や電話、メール等により、長時間にわたって、又は叱責しながら、不当な要求を行う等、粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、通常必要とされる以上の労力を要することとなる要求を繰り返し行うとき。
 - (9) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 大分県旅館業法施行条例第 5 条の規定に該当するとき。

第8条（宿泊者からの宿泊予約の解除権）

1. 当館は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約金の全部または一部を解除したときは、別表 1 に掲げる取消料規定により違約金を申し受けます。但し、団体客（ペイイングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ）の一部について宿泊予約の解除があった場合には宿泊日の 10 日前の日（その日より後に当館が宿泊予約の申込みをお引受けした場合にはそのお引受した日）における宿泊予約人員の 10%にあたる人数（端数がでた場合には切り上げる）についてはこの限りではありません。
2. 当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を 2 時間通過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等の公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第 1 項の違約金はいただきません。

【別表 1：取消料金】

取消日	不 泊	当 日	前 泊	2 日 前	3 日 前	9 日 前
予約人数						
1 名～14 名	100%	50%	20%	20%	20%	
15 名	100%	50%	20%	20%	20%	20%

%は基本宿泊料金（サービス料込み・諸税別の宿泊料金）に対して適用する取消料平を示します。

第9条（当館からの宿泊予約の解除権）

1. 当ホテルはご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。
1. 当館は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
 - (1) 第7条第3号から10号までに該当することになったとき。
 - (2) 第2条第1号の事項の明告を求めた場合において期限までにそれらの事項が証明されないとき。
 - (3) 第6条第1項の予約金の支払を請求した場合において期限までにその支払いがないとき。
 - (4) 寝室での寝たばこ、消防用設備等にいたずら、その他当館が定める利用規約の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
 - (5) 宿泊料の不当な割引や不当な部屋のアップグレード等その他のその内容の実現が容易でない事項の要求を繰り返し行うとき、又は、対話や電話、メール等により、長時間にわたって、又は叱責しながら、不当な要求を行う等、粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、通常必要とされる以上の労力を要することとなる要求を繰り返し行うとき。
 - (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または以下のような合理的な範囲を超える負担を求められたとき。なお、かつて同様な行為があったときも含まれます。
 - イ) 当ホテルで提供していないサービスの提供
 - ロ) 法令や公序良俗に反するサービスの提供
 - ハ) 正当な理由のない契約後の値引き要求
 - ニ) 契約に含まない食事等の提供
 - ホ) 当ホテル従業員に対し、脅迫、恐喝、詐欺行為があったとき
 - ヘ) SNS や掲示板等に事実と異なる内容やホテル従業員に対する誹謗中傷等、悪意のある書き込みを行ったとき
 - (7) 禁煙が指定されている場所での喫煙、消防用設備に対するいたずら、火災予防上障害となる行為を行ったとき。
 - (8) 当館内に以下のものを持ち込んだ時、持ち込みをしようとしたとき。
 - イ) 許可証のない拳銃
 - ロ) 許可証のない刀剣類
 - ハ) 著しく悪臭を発する物品
 - ニ) 著しく大量の物品
 - ホ) 発火・引火しやすいもの（花火・線香・火薬・揮発油など）
 - ヘ) 動物・昆虫その他これに類するもの（盲導犬については、宿泊契約の申込み時に当館に事前にご相談下さい。）
 - (9) 当館の備品若しくは物品を当館外に持ち出し、又は当館内の別の場所に移動をしたとき。
 - (10) 建物又は諸設備に変更・改造・改変を行おうとしたとき。
 - (11) 当館が定める利用規約の禁止事項に従わないとき。
2. 当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第10条（料金の支払い）

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、下記の別表2に定める規定を適用させていただきます。

【別表2：宿泊料等の内訳】

		内訳
宿泊者が支払う料金の 総額	ご宿泊代金	基本宿泊料
	追加料金	アーリーチェックイン・レイトチェックアウト
	税金	消費税・ホテル税・入湯税

2. 小人の宿泊料金につきましては、下記の別表3に定める規定を適用させていただきます。

【別表3：小人の宿泊料】

料金タイプ	A	B	C	D
適用年齢	小学生高学年	小学生低学年	1歳～未就学児	0才
通年で定率 または定額	70%	50%	2,200円	無料

3. 料金の支払いは、日本円通貨により宿泊者の到着の際、又は当館が請求したとき当館のフロントにおいて行っています。
4. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料は申し受けます。
5. 宿泊者が定められた員数を上回る寝具を使用する場合は、1組につき3,150円を別途申し受けます。

第11条（営業時間）

- 当館のチェックイン対応時間は当館ウェブサイトに掲げるところによります。
- 当館は、原則年中無休です。休業、時間変更がある場合は、当館ウェブサイトにて告知を行います。
- 緊急連絡先は当館ウェブサイトに記載します。

第12条（客室の使用時間）

- 宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - 超過2時間までは、宿泊金額20%
 - 2時間以上超過の場合は1泊分のご宿泊代金
- チェックアウトをしたのちにフロントスペース等の客室以外の館内にて、ご宿泊に相当する長時間の当館施設の使用が明らかな場合は相応の宿泊代金を申し受ける場合があります。

第13条（利用規則の遵守）

宿泊者は、当館内において、当館が定めて当館内に提示した利用規約に従っていただきます。なお、当該規則は館内に掲示したもののほか、当館所定の方法により明示したものを含みます。

第14条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

- 当館の責に帰すべき理由により宿泊者に契約した客室を提供できないときは、天災その他の理由により困難なときを除き、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。
- 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、下記の別表4に掲げる違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【別表4：違約金】（第4条第3項関係）

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日						
		不泊	当日	前日	3日目	7日前	10日前	14日前
一般	14名まで	100%	80%	50%	20%	10%	-	-
団体	15～99名まで							
	100名以上							

（注）

※各予約ウェブサイトにおいてキャンセルポリシーが設定されている場合は、その設定されているキャンセルポリシーが適用されます。

※％は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

※契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

第15条（寄託物等の取扱い）

宿泊者の物品又は現金並びに貴重品について、お預かりはできかねます。

第16条（宿泊者の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、次の各号に掲げるとおり対応します。

- （1）貴重品（10万円以上の現金その他遺失物法施行令に規定される物件）：発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に提出します。
- （2）貴重品以外の物品：遺失物法その他の関係法令に従って処理します。

第17条（金銭その他貴重品と宿泊者の所有物について）

1. 金銭その他貴重品の保管については、宿泊者自ら保管していただくか、又は当館内にある貴重品ロッカー（金庫）をご利用いただきます。なお、貴重品ロッカー（金庫）の利用の有無にかかわらず、金銭その他貴重品の滅失又は毀損等の損害について、当館は、故意又は過失がある場合を除き、責任を負いません。
2. その他宿泊者が持ち込みをした飲食物（品質保持期限付きを含む）・衣服・アメニティなど一切の手荷物その他の所持品についても、宿泊者にて管理していただきます。

第18条（駐車責任）

宿泊者が当館をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第19条（宿泊者の責任）

宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊者は、当館に対し、その損害を賠償していただきます。

第20条（宿泊責任）

3. 当館の宿泊に関する責任は、宿泊が当館のフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき、又は客室に入った時のうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するために客室をあけた時に終わります。

第21条 （インターネット通信の利用）

当館が提供する Wi-Fi サービスその他の通信手段を利用して宿泊者が行う当館内でのインターネット通信の利用に当たっては、宿泊者自身の責任において行うものとします。また、宿泊者のインターネット通信の利用に関して、当館が不適切と判断した宿泊者の行為により、当館及び第三者に損害が見込まれる場合には、当館はかかるインターネット通信の中止を求めることができ、又は当館に生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

第22条 （客室清掃に関する取決め）

当館では宿泊者が連続して同じ客室を使用する場合は、毎日の清掃は行わず、宿泊者が 4 連泊以上宿泊する場合のみ、2 泊目以降の日で宿泊者が指定した日に清掃に入るものとします。ただし、清掃は最大で 3 日に 1 度の割合とし、予約時にこの規定と別の取決めが設定されている場合は、その予約時の取決めが適用されます。なお、宿泊者からの指定がない場合は、法令及び都道府県条例などの趣旨に鑑み客室存続及び衛生管理に必要なと思われる最低限の間隔の割合で清掃に入るものとします。また、清掃不要とされる期間中においては、タオル、リネン類の交換、アメニティの補充も行いません。客室存続及び衛生管理に必要な最低限の清掃回数に関する当館の判断について、宿泊者はこれを拒否できないものとします。

第23条 （個人情報）

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に際し取得した宿泊者の個人情報を当館の個人情報保護方針に従って取り扱います。

第24条 （その他）

1. 当館の責に起因しない事由により、宿泊者が他の宿泊者との間でトラブル、事故その他紛争が発生した場合は、宿泊者において解決するものとします。
2. 当館がその営業を行う上で必要であると判断した場合には、当館は、本約款の内容を変更することがあります。この場合において、当館は、その影響及びサービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法により、情報提供を行うものとします。
3. 本約款は日本法に基づき解釈されるものとし、本約款に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。
4. 本約款は、日本語及び当館が指定する外国語で作成されますが、本約款と当該外国語に翻訳された約款との間に不一致又は相違がある場合は、日本語の本約款が優先するものとします。

最終改定日：2025 年 3 月 3 日